

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第5部門第2区分  
【発行日】令和2年6月18日(2020.6.18)

【公表番号】特表2019-537688(P2019-537688A)  
【公表日】令和1年12月26日(2019.12.26)  
【年通号数】公開・登録公報2019-052  
【出願番号】特願2018-563881(P2018-563881)  
【国際特許分類】

F 1 6 H 7/08 (2006.01)

【F I】

F 1 6 H 7/08 Z

F 1 6 H 7/08 B

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年4月17日(2020.4.17)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

捻りスプリング30は、ベルト負荷を与えるため、偏心アーム20に係合してベルト(図示せず)に向かって付勢する。端部31はスロット61と開口11を通過して突出し、偏心アーム20の受容部分24に係合する。端部32はベース10において受容部分15に係合する。捻りスプリング30は全体的に、受容部分18内に配設される。受容部分18は円筒状部分12の中央空洞部分である。捻りスプリング30はベアリング50、プーリ40、および偏心アーム20と同一平面にある。捻りスプリング30はプーリ40、ベアリング50、プッシュ60、および円筒状部分12の径方向内側に配設される。すなわち、捻りスプリング30、ベアリング50、プーリ40、および偏心アーム20は全て同軸的に配置され、これらの要素のいずれも、軸A-Aに沿って、他の要素から軸方向にずれていない。